

2. 債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合

貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権

(単位：件、百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末	
	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額
信用保証協会等による債務の保証をうけていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付の条件の変更等の申込が行われたことを確認することができた者から、貸付の条件変更等の申込を受けた貸付債権	5	17	15	212	24	328	40	449	40	449	51	711
うち、実行に係る貸付債権	3	11	15	212	23	325	40	449	40	449	51	711
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付の条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中に係る貸付債権	2	6	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 債務者が住宅資金借入者である場合

貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権

(単位：件、百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末	
	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	0	0	5	47	14	141	17	174	22	230	23	235
うち、実行に係る貸付債権	0	0	3	14	10	79	14	125	19	183	20	188
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中に係る貸付債権	0	0	2	33	3	42	1	5	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	1	19	2	42	3	46	3	46

4. 債務者が中小企業者である場合

貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権

(単位：件、百万円)

	平成23年6月末		平成23年9月末		平成23年12月末		平成24年3月末		平成24年6月末		平成24年9月末	
	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	394(388)	6,346(6,269)	477(470)	7,322(7,267)	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権	346(340)	5,817(5,768)	446(440)	7,048(7,000)	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	6	49	10	79	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中に係る貸付債権	33	321(292)	7(6)	23(18)	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	9	158	14	170	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る債権額	85(84)	512(492)	109(110)	643(628)	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、信用保証協会による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る債権額	1	5	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0

5. 債務者が住宅資金借入者である場合

貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権

(単位：件、百万円)

	平成23年6月末		平成23年9月末		平成23年12月末		平成24年3月末		平成24年6月末		平成24年9月末	
	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額	受付件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	85	885	115	1,202	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権	65	700	89	941	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	7	78	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中に係る貸付債権	13	118	8	89	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	7	67	11	94	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 件数は債権単位、金額は申込時点の債権額です。

注2 「中小企業者」には、一般事業を行う個人のお客様も含まれます。

注3 「申込み」とは、「お客様からの貸付条件の変更等の申込みを書面または口頭で受付たもの」を指します。

以 上